

第 8 章 競技役員海外派遣

第 90 条 (目的)

この章は、海外協会から派遣要請を受けて、本協会から審判長、審判員などの競技役員を派遣する場合の事項について定める。

第 91 条 (派遣者の決定)

本協会は派遣要請の内容を吟味して、ふさわしい資格者を派遣する。派遣にあたっては、関係する委員会が大会の性格、本人の技量、実務経験、貢献度、研修意欲、派遣経歴、希望意思、健康状態などを公正に判断し決定する。また委員長は、派遣者が決定したのちに速やかに担当常務理事経由にて専務理事に報告し、その承認を受けなくてはならない。

- 2 派遣者の決定時、満 70 歳以上の者の海外派遣に際しては、派遣者の健康状態の確認及び派遣の可否判断のために健康状態申告書の提出を求める。スポーツ医・科学委員会は健康状態申告書の内容について検討し、関係する委員会に助言を与える。

第 92 条 (費用負担)

関係する委員会が該当者を選出・推薦して派遣する場合、派遣者の負担金は、A 地域に派遣される場合は 5 万円、B 地域に派遣される場合は 10 万円とし、これを超える費用（往復航空運賃、航空税、滞在費等）を本協会が負担する。但し、本人の事情で付加した費用は負担しない。

A：東アジア、東南アジア

B：オセアニア、南アジア、西アジア、中東アジア、ヨーロッパ、北アメリカ、中南米、アフリカ

- 2 海外協会から派遣要請を受けて、前項とは別に選出・推薦の手続きなしに原則として希望者全員が派遣される場合（ボランティア派遣）、派遣に関わる費用は派遣者自身が全額負担する。但し、要請の内容を検討して本協会が費用の一部を負担することがある。
- 3 派遣要請先から渡航費等の負担申し出がある場合、その額は渡航費等に充当し、残りの費用に関しては本条第 1 項又は第 2 項に従う。

第 93 条 (保険)

派遣者（第 92 条 2 項による派遣を除く）にかかる保険の取り扱いは、本協会旅費規程（海外）第 17 条に従うものとする。

第 94 条 (報告書の作成)

報告書の作成は、本協会旅費規程（海外）第 18 条に従うものとする。